

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

◇ 告 示

目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良事業の変更計画の決定 (二件)

土地改良区の定款の変更の認可 (三件)

新たに行おうとする土地改良事業の認可 (二件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の決定 (二件)

土地改良事業計画の適否の決定 (四件)

土地改良事業の工事の完了

林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託の一部改正

林業種苗法による生産事業者の登録証の変更

収入証紙の小売りさばき人の廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 正 誤

昭和五十四年三月鳥取県告示第二百一十二号訂正

告 示

鳥取県告示第六百二十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
上山 薬局	鳥取市美萩野一丁目 一一八一三二	昭和五十四年七月二日
木下内科医院	米子市河崎九八七	昭和五十四年七月五日
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井三〇二一一	昭和五十四年七月一日

鳥取県告示第六百二十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目 一一八一―一二二	全国	昭和五十四年七月二日
木下内科医院	米子市河崎九八七	〃	昭和五十四年七月五日
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井 三〇二―一	〃	昭和五十四年七月一日

鳥取県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（佐陀川右岸地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（花見東郷地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、花見東郷土地改良区の定款の変更を昭和五十四年七月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和五十四年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八頭中央土地改良区の定款の変更を昭和五十四年七月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十八号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（落合）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年七月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十九号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（伐株）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年七月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十号

昭和五十四年三月三日付けで花見東郷土地改良区から申請のあつた土地改良(花見東郷地区土地改良施設維持管理)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場及び東伯郡東郷町大字旭一一三 花見東郷土地改良区事務所

所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定

に基づき、昭和五十四年三月七日付けで西伯郡大山町赤松一一六〇番地持田静雄ほか十四人の者から申請のあつた県宮で行う土地改良(佐摩地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めためたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(佐摩地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月四日付けで西伯郡大山町豊房九九六番地石原政秋ほか十五人の者から申請のあつた県宮で行う土地改良(豊房地区ほ場

整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(豊房地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三十三号

昭和五十四年四月十七日付けで中山町から申請のあつた土地改良(長野地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十四号

昭和五十四年五月三十一日付けで中山町から申請のあつた土地改良(潮音寺地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十五号

昭和五十四年六月三十日付けで日南町から申請のあつた土地改良（花口地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十六号

昭和五十四年七月四日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（東峯地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日	届 出 者
赤波地区畑地かんがい事業	昭和五十四年三月二十五日	八頭郡用瀬町赤波一〇八 西村文雄ほか八人

鳥取県告示第六百三十八号

昭和五十一年十月鳥取県告示第七百八十三号（林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「西伯森林組合」を「鳥取県西部森林組合」に改める。

鳥取県告示第六百三十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、鳥取県西部森林組合から生産事業者の登録証の記載事項に次のとおり変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

生産事業者の名称	変更前	変更後
西伯森林組合	西伯森林組合	鳥取県西部森林組合

鳥取県告示第六百四十号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日	住 所	氏 名
昭和五十四年七月二十三日	境港市外江町二七七五番地	株式会社山陰合同銀行 外江支店長

鳥取県告示第六百四十一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十四年七月二十三日	四三五	境港市外江町一七一六番地	株式会社 山陰合同銀行 境西支店長	住所と同じ。

正 誤

昭和五十四年三月鳥取県告示第二百二号（指定施業要件の変更予定の保安林について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 終わりから四 字鷲峰山（以上二字） 字鷲峰山、大字鷲峰
字鷲峰山（以上三字）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】